

第2回 京都府移住に関する条例検討委員会【開催概要】

1 日 時

令和2年12月24日（木）午前10時～午前12時まで

2 場 所

ホテルルビノ京都堀川2階加茂及びWebによる会議

3 出席者

【委員会】

山極座長、小畑委員、鈴木委員、田中委員、田村委員、辻田委員、中川委員

【京都府】

本永企画調整理事、西村企画参事、田村農村振興課長、田淵経営支援・担い手育成課長

4 議事結果

(1) 条例の改正等の方向性について

現行条例に基づく移住促進特別区域（農山漁村地域等）から支援する地域を拡大することを検討

(2) 論点1～3について、以下「5 主な意見」のとおり

5 主な意見

■条例の改正等の方向性について

- テレワーク支援に取り組む場合は、デジタル環境整備と、交通の便のよさが必要。大阪や京都から少なくとも1時間以内で通えるアクセスのよいエリアでの取組になるのではないか。
- 取組範囲拡大の方向性はよいが、まちづくり支援区域（仮称）に呼び込んだ方と、従来支援してきた移住促進特別区域の間に人の行き来が起こるような仕組みが必要ではないか。まちづくり支援区域（仮称）に多くの人が集まり、移住促進特別区域が切り離されることがないよう注意すべき。
- 町の中心部と農山漁村では必要な支援が異なるだろうが、そこで施策や金額を分けてしまうと、不満が生まれる懸念がある。内容を詰める段階で、地域の連続性及び平等性を担保することが必要。

■支援対象となる者の範囲について

- 府外からの移住のみでなく、府内移動も支援対象にすべき。府北部では、2時間半程かけて京都市内からテレワークで丹後に来ていただく方が大きなターゲットとなるため、対象外とすると魅力のアピールが困難。
- 何をしたら人口が増えるのか、何をしたら人々が豊かに暮らせるのかということ

中心に考えるべきであり、地域住民のことを考えると、府内移動も十分に考慮すべき。

■移住促進特別区域のあり方について

- 地域に行く側のニーズが多様である一方、受入れ側がどのような地域活性化を求めるのかも多様。双方がうまくマッチングしなければならない。各地域がどのような形の活性化を求めるのかを示すことができれば、自然にマッチングしていくのではないか。
- 全ての地域に満遍なく補助すると結局は総倒れになってしまう可能性があるため、どこかに集中すべき。地域のニーズによって、ここはフルセットで補助する、ここは最低限の補助、という考え方のもとで地域分けが必要ではないか。
- 人口増について考えた場合、出生率を上げることに府として支援していくという方向性をまず示すべきではないか。その上で、豊かさについては地域ごとで取り組む。地域の範囲は市町村単位に限らず、また、取組主体は民間企業やNPOもあり得る。取組のテーマ性が要件に当てはまれば、府は支援する。以上のような2軸で支援するのはどうか。
- 小さな単位での取組では広がりがなく、できることも限られてくる。文化や価値観が同じところ等、市町村単位に限らず地域を広域的に捉え、活性化施策を打つ方が投資効果がある。
- 地域活性化のためには、地域の希望だけ実現すればよいわけではなく、新しい視点で施策を実施することが効果的。地域からはこうしてほしいというアイデアよりも、これだけはしてほしくない、こういう地域にはなりたくないというような意見を事前に聞くこととし、新たなアイデアは外部人材からうまく取り込むのはどうか。
- 人口が減少しているエリアであれば、移住促進特別区域やまちづくり支援区域（仮称）と区分せず、広範囲で捉えて問題ないのではないか。中心市街地に新しい仕事が増えることは、地域の人々の就労機会が増え、職業の幅も広がるため、地域の限定は不要ではないか。
- NPO法人や第三セクター等、地域組織が行政と連携しながら、人と地域のマッチングをしていくことを考えると、ある程度まとまりがある地域を指定し、市町村が統括する等、仕組みも考えながら地域指定する必要がある。
- 条件不利地域という書き方ではなく、魅力条件に書き換えるべきではないか。地域が来てほしいと考える人や、地域の魅力を表面に出すことが重要。一方で、生活環境やライフラインを移住検討者に対し説明することは必要。
- 人口増だけでなく、地域が活性化し、新しい産業が興ること、住民同士のネットワークや信頼関係が広がることなど、地域にメリットがある取組を前面に打ち出すべき。例えば、住民の反対があったとしても十分に熟議したうえで地域が活性化する可能性が高ければ、トップダウンで大学のキャンパスを誘致するといったこともあり得るだろう。ネガティブな意見を政策に反映するのではなく、自由に外からも内からも意見するフレキシビリティが必要。
- 市町村ごとにまちの未来をどうイメージしているのか、この小学校は残すからこの

地域に子育て世帯を呼び込みたい等、青写真を設けたほうがいい。

- 基本的なライフラインの状況把握は必須だが、保育園の園児数から分かる小学校の統廃合等、市町村における未来への見通しが立てられている。それらの情報を府が把握しておくことも必要。
- 地域活性化が条例の目的であれば、移住以外の施策も横断的に見ていくことが必要。今回の見直しにあたっては、他の地方創生、地域活性化に関する事業との整合性や親和性についても検討すべき。
- 2040年に目指すファイナルイメージを出した上で、その実行方法として、府内にローカルハブとしてまちづくり支援区域（仮称）をいくつか設け、それを拠点とすることで、周りの移住促進特別区域を活性化していくという、大きな方向を出すのはどうか。また、そのローカルハブ同士もネットワークを結び連携させ、京都全体の活性化をしていくというようなイメージができればよいと考える。

■登録空家等のあり方について

- 不動産が権利問題によって活用しづらいという課題があるため、行政が公共財とし、利用しやすくするといった流動性を高めるような施策を打つべき。
- 空家をいかに劣化させないかという観点が重要。流動化とあわせて支援できないか。空家に風を通すだけでも維持のコストが減るといった意見も伺っている。
- 空家バンク制度のみでなく、地元の不動産業者との連携が必要。また、空家を放置することで火災等のおそれがある場合、除却するための補助金支援を行う等、点ではなく面にして考えるべき。
- 地域に詳しいNPO法人等が自治体から移住支援事業を受託し、空家所有者との交渉、利活用計画作成、利用者とのマッチングといった活動を全て行うことで上手くいっている事例がある。そのような組織活動を支援するという体制を考えるべき。
- 有識者団体等が空家を取捨選択した上で、継続的に住めると判断されたものを管理すべき。農地も同様に、ある程度優劣をつけて分類分けし、景観維持のために必要な所は耕作費用を払う等メリハリを付け、戦略性を持ってやるべき。
- 専業農家にはなれないが一定の面積の農地は欲しい方が地元で溶け込むための方策が必要ではないか。
- 移住の条例のみで農業振興を目指すことは困難。他施策をミックスすることで農業を産業として再生させていくことに取り組む方がよいのではないか。